

# 平成27年金融商品取引法改正に係る政令・内閣府令案の概要

金融商品取引法の一部を改正する法律  
(平成27年5月27日成立・6月3日公布)

プロ向けファンド  
の届出者の要件

- 欠格事由(業務廃止命令を受けてから5年間、刑事罰に処せられてから5年間等)の導入
- 届出書の記載事項の拡充・公表

適格機関投資家  
の位置付け

- 実態を伴わない適格機関投資家排除のため、適格機関投資家の範囲や要件を設定

届出者に対する  
行為規制

- 適合性の原則、リスク等の説明義務等の導入
- 事業報告書の作成・提出、帳簿書類の作成等

問題のある業者  
への対応

- 監督上の処分(業務改善命令等)の導入
- 無届出・虚偽届出に係る罰則の引上げ(懲役1年以下→5年以下)等

政令・内閣府令案のポイント

- 当局によるファンドの実態のより適切な把握のため、以下の届出を義務付け
  - ファンドの投資内容・勧誘対象
  - ファンドに出資する全ての適格機関投資家(いわゆるプロ)の名称
  - 役員等の履歴書、欠格事由に該当しないことの確認書面
  - 適格機関投資家が投資事業有限責任組合のみである場合、運用資産残高を証する書面 等
- 投資家等がファンドの実態を確認できるようにするため、以下の公表を義務付け
  - 代表者の氏名、主たる営業所・事務所の住所、電話番号、HPアドレス
  - ファンドの事業内容、適格機関投資家の数 等

- 実態を伴わない適格機関投資家として特に問題が多く認められる投資事業有限責任組合の排除等のため、以下の場合にはプロ向けファンドとして認めない(=要登録)
  - 適格機関投資家が投資事業有限責任組合のみであって、5億円以上の運用資産残高(借入れを除く)を有しない場合
  - プロ向けファンドの届出者と密接に関連する者等からの出資割合が過半の場合

- 作成すべき帳簿書類として、顧客勘定元帳、運用明細書等を規定
- 提出すべき事業報告書の内容として、ファンドの詳細情報(資産構成等)を規定
- 公表すべき説明書類の内容として、出資金払込口座の所在地や資金の流れ等を規定

《《ファンド出資者の範囲》》

- プロ向けファンドに出資できる者の範囲を、以下の者に限定
  - 上場会社、資本金又は純資産5千万円以上の法人
  - 証券等口座開設後1年以上経過し、投資性資産を1億円以上保有する個人
  - 特例業務届出者の親会社等、子会社等、これらの役職員 等
- ベンチャー・ファンドに係る出資者の範囲については、上記のほか、上場会社の役員、会社の財務等に1年以上直接携わった役職員等を特例的に追加
  - ← 特例適用の条件として、ファンドのガバナンスの確保、決算情報の開示、監査の実施、公認会計士名の公表等、相応の体制整備がなされていることを規定